

報告第 2 号

調停の成立について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | |
|---------|--|
| 1 当 事 者 | 申立人 杵築市所在 法人（1 社）
日出町所在 法人（1 社）
相手方 日出町 |
| 2 事 件 名 | 損害賠償請求調停事件（杵築簡易裁判所令和 2 年（メ）第 1 号） |
| 3 調停の要旨 | （1） 相手方は、申立人らに対し、文書をそれぞれ交付して謝罪し、申立人らは、同文書を受領した。
（2） 申立人らは、相手方に対し、謝罪を受け入れた。
（3） 申立人らは、その余の請求を放棄する。
（4） 申立人ら及び相手方は、互いに、正当な理由がある場合を除いて、本調停内容を第三者に漏洩しないことを確約する。
（5） 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本調停条項に定めるもののほかには、何ら債権債務がないことを相互に確認する。 |

(6) 調停費用は、各自の負担とする。

- 4 事件の概要 令和2年度日出町学校給食センター電気設備工事に係る一般競争入札の手続きにおいて、相手方が、申立人ら共同企業体を落札者としないと判断したことは、違法な決定であるとして、申立人らが相手方に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、金員の支払いをそれぞれ求めた事件である。
- 5 専決年月日 令和2年12月21日